

速度取締り指針 (三豊警察署)

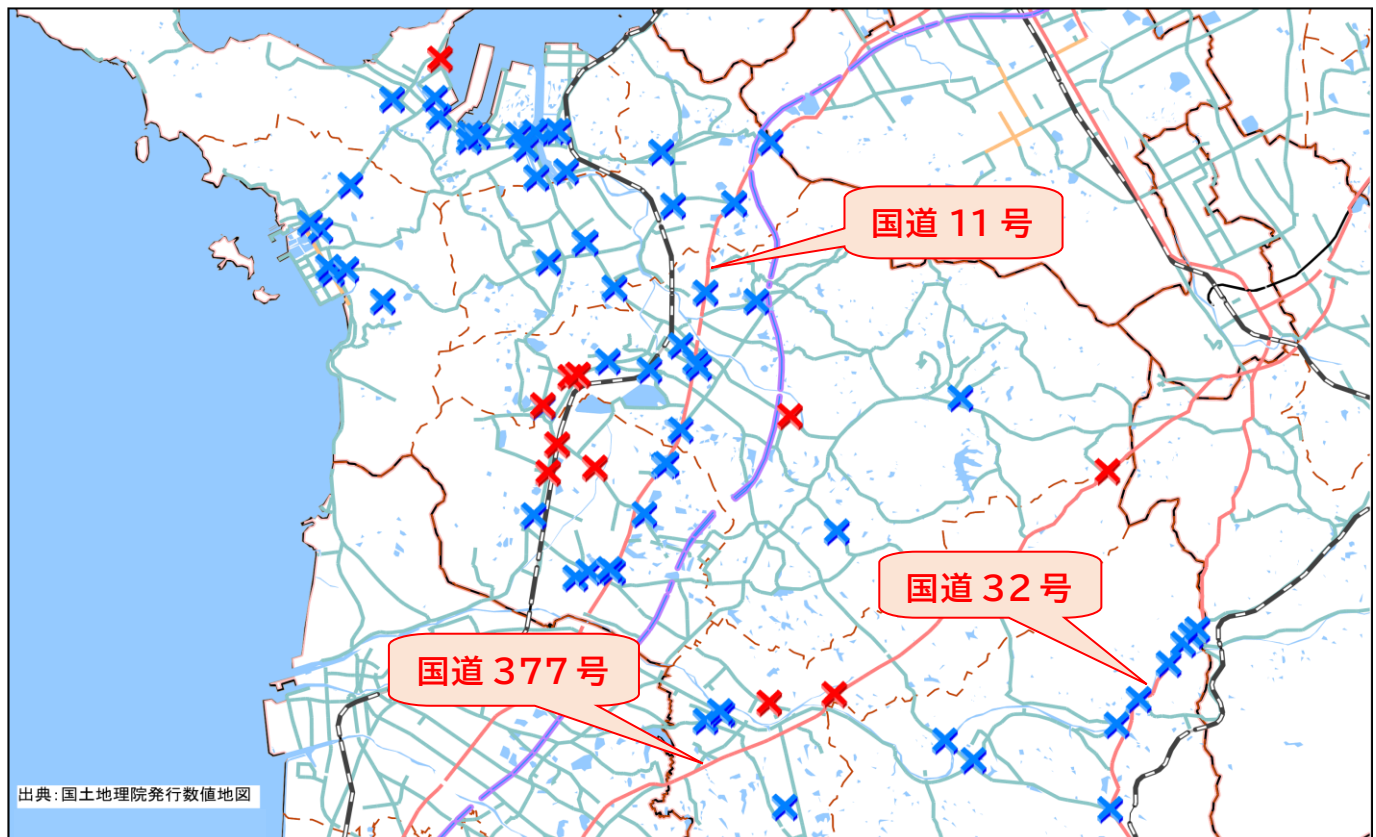
速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に通学路対策を含めた速度取締り活動を推進する。

重点路線	重点時間帯	区 間	規制速度
国 道 11 号	7:00～19:00	三野町～豊中町	50 キロ
国 道 32 号	7:00～19:00	財田町～県境	50 キロ (一部 40 キロ)
国 道 377 号	7:00～19:00	高瀬町～山本町	50 キロ
主要地方道詫間琴平線	7:00～19:00	詫間町～三野町～高瀬町	50 キロ
主要地方道豊中三野線	7:00～19:00	三野町～豊中町	50 キロ
主 要 地 方 道 丸 亀 詫 間 豊 浜 線	7:00～19:00	三野町～詫間町～仁尾町	法定 60 キロ (一部 40 キロ)
県 道 詫 間 仁 尾 線	7:00～19:00	詫間町詫間～仁尾町仁尾	50 キロ (一部 40 キロ)
県 道 岡 本 高 瀬 線	7:00～19:00	高瀬町新名～豊中町岡本	40 キロ (一部 50 キロ)
県道大見吉津仁尾線	7:00～19:00	三野町大見～三野町吉津	30 キロ (可搬式オービス 取締重点路線)

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがある。

三豊警察署管内重大事故マップ



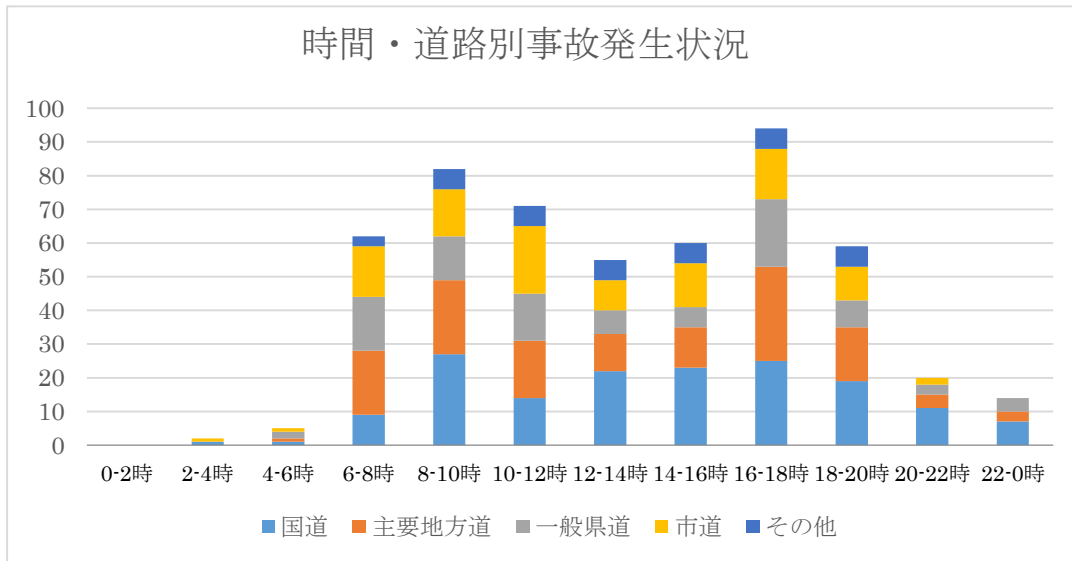
出典: 国土地理院発行数値地図

国土地理院の電子地図を加工して作成

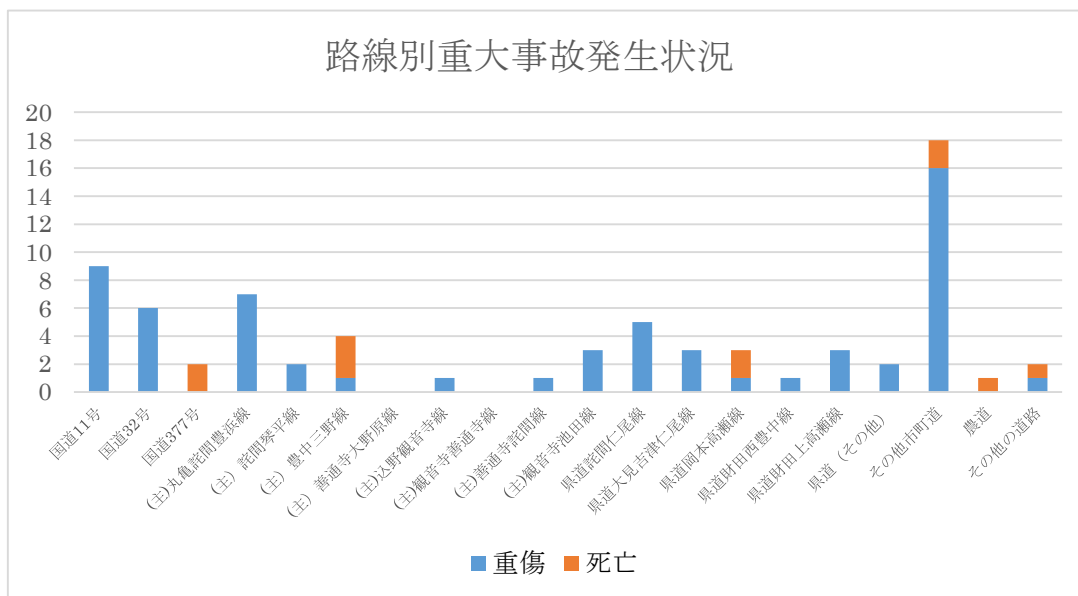
過去 5 年間(R3～R7) × 死亡事故発生場所 × 重傷事故発生場所

三豊警察署管内における交通事故概況

● 時間・道路別の交通事故発生状況(令和3年～令和7年の人身事故)



● 路線別の重大事故発生状況(令和3年～令和7年の重大事故)



- 過去5年間の人身事故発生時間帯は、6時から20時に集中しており、特に8時から10時までの昼間(朝)時間帯、16時から18時までの薄暮時間帯が多い。路線別では、国道が30.3%、主要地方道及び県道が43.1%と、幹線道路での割合が高い。
- 過去5年間の死亡事故の事故類型は、全11件の内8件が車両単独で最も多く、全体の72.7%を占めている。道路形状別では、単路(カーブ・屈折を含む)が7件で、全体の63.6%を占めている。発生路線は、多い順に主要地方道豊中三野線3件、国道377号及び県道岡本高瀬線がそれぞれ2件となっている。年齢別では、高齢者が事故当事者となるケースが多く見られる。
- 過去5年間の死亡・重傷事故(以下重大事故という)は、73件《死亡11件(12人)・重傷62件(71人)》発生しており、その事故類型は、車両相互が44件(60.3%)で最も多い。重大事故の発生路線は、多い順に、その他市町道18件、国道11号9件、主要地方道丸亀詫間豊浜線7件、県道詫間仁尾線5件となっている。

令和 8 年交通取締り指針

令和 7 年中の交通取締りの効果

- 管内の交通事故発生概況を的確に把握・分析し、住民の意見・要望への対応を心掛け、事故多発・危険箇所等での見せる街頭活動を強化するとともに、白バイや覆面パトカー等の機動力を活かした指導取締りを重点的に実施し、悪質ドライバーの早期排除と交通弱者の被害防止と保護等に努めた。また、幹線道路や通学路を中心に指導取締りを行った結果、人身事故発生件数は前年比±0件、死者数は-1人、負傷者数は-2人と前年よりも減少した。
- 悪質交通違反(交通事故を含む)として、飲酒運転 19 件(前年比+14 件)、無免許運転 6 件(前年比+3 件)を検挙した。

交通取締りの要望

- 詫間町松崎地区(市道)や県道大見吉津仁尾線等、管内各地区小・中学校周辺の通学路において、著しい速度違反車等の取締り要望がある。
- JR高瀬駅周辺(ゾーン 30)や主要地方道丸亀詫間豊浜線等、通勤・通学途中の自転車に対する指導取締り要望がある。
- 国道 32 号や県道観音寺池田線等、道の駅「たからだの里さいた」周辺における暴走族に対する騒音(整備不良)取締り要望がある。

交通取締りの重点

- 年間を通じ交通事故発生分析に基づいた事故多発時間、路線、箇所等において見せる街頭活動を実施する。
- 交通弱者(児童・生徒、高齢者等)保護のため、交差点関連違反(横断歩行者妨害・一時不停止・信号無視等)の指導取締りを継続する。
- 道路交通法改正(施行)が間近の自転車関連違反の指導取締りを強化する。
- 白バイや覆面パトカーを最大限活用した指導取締りを行うとともに、事故多発交差点や路線を中心にレッド走行・駐留等の警戒活動を強化し、運転者に緊張感を持たせる街頭活動を展開する。

可搬式速度違反自動取締り装置の運用

- 通学路や生活道路等における重大事故防止のため、白バイやパトカーによる取締りが困難な路線(地点)においては、警察本部管理の可搬式速度違反自動取締装置(可搬式オービス)を運用する。指導取締り場所の選定等は、交通事故発生状況や地域住民要望等を参考に実施する。